

教育委員会会議 定例会

令和7年4月9日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 1 号 令和7年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について
- 第 2 号 令和7年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
- 第 3 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

- (1) 令和8年度採用山梨県公立学校教員選考検査案内について

議案第 1 号

令和7年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

令和7年度山梨県教科用図書選定審議会委員（20人）を次のとおり決定する。

教科用図書選定審議会委員（別紙）

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条の規定に基づき、委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 2 号

令和7年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

令和7年度山梨県教科用図書選定審議会に対し次のとおり諮問する。

諮問第一項

令和7年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択基準について

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和8年度使用教科用図書の採択について

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条の規定に基づき、諮問する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和7年4月9日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

| | |
|----|---|
| 件名 | 令和7年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和7年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について |
| 経緯 | <p>○ 令和7年度採択について</p> <ul style="list-style-type: none">・特別支援教育関係教科書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択替えを行う。 <p>※特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校以外の公立小中学校が使用する教科書は、令和5年度（小学校）・令和6年度（中学校）に採択した教科書を使用する。（無償措置法施行令 第15条）</p> <p>○ 選定審議会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none">・県教育委員会は、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立以外）の校長の行う採択事務について、適切な指導、助言又は援助を行う。（無償措置法10条）・県教育委員会は、指導、助言又は援助を行う際、毎年度選定審議会を設置し、審議会の意見をきかなければならない。（無償措置法11条） <p>○ 選定審議会委員について</p> <ul style="list-style-type: none">・委員は、本県の条例により20人とされており、以下のとおり構成される。<ol style="list-style-type: none">1 義務教育諸学校の校長及び教員2 県教育委員会の指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村教育委員会の教育長、委員及び指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員3 教育に関し学識経験を有する者（山梨県教科用図書選定審議会の定数に関する条例、無償措置法施行令9条） <p>○ 選定審議会への諮問事項について</p> <ul style="list-style-type: none">・審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。（無償措置法施行令8条）<ol style="list-style-type: none">1 採択基準の作成2 選定に必要な参考資料の作成3 その他指導、助言又は援助に関する重要事項4 県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項 |
| 内容 | 令和7年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和7年度山梨県教科用図書選定審議会委員（案）（別紙） 令和7年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について <ol style="list-style-type: none">1 令和7年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第9条第1項の規定による図書）採択基準について2 特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書（学校教育法附則第9条第1項の規定による図書）採択参考資料について3 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について4 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和8年度使用教科用図書の採択について |

議案第 3 号

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年山梨県条例第21号）により、山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員を別紙のとおり委嘱又は任命する。

提案理由

山梨県いじめ防止対策推進法施行条例の下に設置された山梨県立いじめ問題対策委員会において、任期途中の退任に伴い新たに委員を委嘱又は任命する必要がある。

| 件名 | 山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について |
|----|---|
| 経緯 | <p>○ 「いじめ防止対策推進法（以下 推進法）」（H25. 9 施行）を踏まえた「山梨県いじめ防止対策推進法施行条例」（H26. 3 制定）に基づき、「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置。</p> <p>※「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」の概要</p> <ul style="list-style-type: none">① 委員の要件：<ul style="list-style-type: none">・学識経験のある者及び関係行政機関の職員② 職務：<ul style="list-style-type: none">・推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策について調査審議する。・また、同法第28条第1項の規定により、県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ね、県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織を調査組織とする。③ その他<ul style="list-style-type: none">・任期：2年・委員の定数：20人以内・服務：守秘義務 <p>○ 当該委員会は平成26年度以降年間3回開催し、県立学校のいじめ実態調査結果等をもとに対応を協議。</p> |
| 対応 | <p>○ 令和6年度末に充て職2名が退任したことから、早急に新たな委員を任命する必要がある。</p> <p>○ 委員は、別添の名簿のとおりとしたい。（14名） （委員の公募は行わず、基本的には充て職により選任）</p> <p>○ 任期については、教育委員会の議決日から前任者の残任期間（1年間）としたい。</p> |

| (令和7年4月9日 定例教育委員会) | | 課 名 | 義務教育課 高校教育課 |
|--------------------|--|-----|-------------|
| 件名 | 令和8年度採用山梨県公立学校教員選考検査案内について | | |
| 経緯 | <p>昨年度の状況</p> <p>令和7年度採用教員選考検査（令和6年度実施）</p> <p>1 志願書の提出期間 令和6年4月30日（火）～6月3日（月）</p> <p>2 第一次検査 令和6年7月7日（日） 総合教育センター TKP 品川カンファレンスセンター 甲府南高等学校 甲府城西高等学校</p> <p>3 第二次検査 第一回目 令和6年8月3日（土） 総合教育センター 第二回目 令和6年8月14日（水）～16日（金） かえで支援学校</p> <p>4 二次検査通過者発表 令和6年9月24日（火）</p> | | |
| 内容 | <p>令和8年度採用教員選考検査実施日程等について</p> <p>○検査方法の改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人特別選考に中学校家庭科・技術科を追加し、東京会場での受検も可能とする。 ・大学の推薦の拡大（小学校） ・大学3年生受検制度に伴う大学推薦制度の変更 大学推薦受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。なお、大学3年次実施の教員選考検査で一次検査を通過した者は、第一次検査と第二次検査の「小論文」を免除する。 ・暑さ対策のため、第一次検査の日程を変更し、午前に実技検査、午後に筆答検査をおこなう。 <p>1 令和8年度採用教員選考検査案内の配布 配布開始月日 令和7年4月22日（火） 配布場所 県教育庁義務教育課、高校教育課、各教育事務所 県東京事務所、県大阪事務所、各市町村教育委員会 やまなし暮らし支援センター (県義務教育課ホームページには3月7日（金）に掲載済)</p> <p>2 採用予定数 未定</p> <p>3 志願書の提出期限 インターネットによる申込み（6月3日（火）17時）</p> <p>4 選考検査日程</p> <p>第一次検査 令和7年7月6日（日） 総合教育センター 東京会場（TKP 品川カンファレンスセンター） 甲府南高等学校 甲府城西高等学校</p> <p>第一次検査結果発表 令和7年7月下旬</p> <p>第二次検査第一回目 令和7年8月2日（土） 総合教育センター</p> <p>第二回目 令和7年8月12日（火）～14日（木） 山梨県立中央高等学校</p> <p>第二次検査結果発表 令和7年9月下旬</p> | | |